

## 第23回 時効(2)一時効の共通原則(1)

2013/06/28

松岡 久和

### 再掲載

#### 【債権の消滅時効】

**Case 22-2** 2002年4月3日、Xは、利率年利8%、期限を2003年4月4日とする約定で、Yに100万円を貸し付けたが、Yは期限内に元利金の弁済ができず、Xもあきらめていたところ、2012年の末にYは、資産家の父Aを相続した。XはYに対して、100万円＋利息80万円近くの請求ができるか。この貸付けについて弁済期限を定めていなかったとすると結果は異なるか。

#### 1 各種の時効期間規定（中身は省略）

#### 2 消滅時効の成否

- ・ 自然債務に消滅時効なし（P I 211：破産免責決定を受けた債権の時効中断のための訴えは訴えの利益を欠く）  
←そもそも時効消滅した債権が自然債務
- ・ 破産終結で法人格の消滅した会社債務に消滅時効なし（P I 212：求償保証で主たる債務者の消滅によりその後の消滅時効なし）
- ・ 物権的請求権に独自の消滅時効なし（P I 214：婚約解消後の書状返還請求）

#### 3 消滅時効の起算点（166条1項）

- ・ 一般：法律上の権利行使可能時（判例・通説）  
←①法律関係の安定、②権利者の懈怠、③例外規定（724条等）の存在  
←→現実的期待可能性説：権利行使が現実的に可能だった時点から起算  
※民法改正では期間短縮に加え、724条のような二重期間とする案も有
- ・ 期限・条件と消滅時効の起算点の関係
 

{	期限付債権……………	期限到来時（ただし142条も参照）
	条件付債権……………	条件成就時
	期限の定めのない債権…	債権成立時

 ※債務者が履行遅滞になる時点（412条）とは異なることに注意
- ・ 初日不算入の原則（140条、手形73条・77条1項、小切手61条、税通10条1項、地稅20条の5・1項など）  
←→年齢は初日参入（年齢計算：E191頁コラム②「4月1日生まれのなぞ」）
- ・ 各論：判例からの具体例
  - P I 202：原状回復不能による損害賠償債権一元の原状回復債権の請求可能＝解除時
  - P I 203：期限の利益喪失約款のある分割払債権－原則：各弁済期、例外：期限の利益喪失時
  - P I 204：他人の農地の買主の許可申請協力請求権－売主の所有権取得時
  - P I 205：無断転貸を理由とする解除権－転貸を知った時から10年
  - P I 206：預託金会員制ゴルフクラブ会員権－施設利用拒絶／不能時から10年
  - P I 207：農地二重売買による履行不能の損害賠償請求権－契約締結時
  - P I 208：塵肺訴訟－最終の行政決定による病変認定時
  - P I 209：塵肺訴訟・死亡例－死亡時、それ以前の軽い行政決定による損害は不控除
  - P I 210：自動継続定期預金払戻請求権－自動継続が停止された後の最初の満期日

#### 4 時効の完成日

- ・ 期間満了は期間末日終了時点（141条）。  
※142条は取引の問題ではないから消滅時効の完成日には無影響
- ・ 時効完成月に起算日に対応する日が存在しないときは、月末が完成日（143条2項。例：閏年の2月29日に起算される消滅時効の完成）

#### 5 消滅時効の効果

- ・ 債権の請求力・執行力が消滅するが、**給付保持力**は残る→いわゆる**自然債務**

- ※民法改正の提案では抗弁権構成も主張されているが批判も多数  
 ・例外：自働債権の時効完成時以前に相殺適状にあれば、完成後も相殺可能（508条）

## 【債権・所有権以外の財産権の消滅時効】（E200-203頁、佐406-408頁）

### 1 一般（167条2項）

- ・所有権および所有権に基づく請求権は消滅時効にかからない。  
 ※取得時効されれば従来の所有権者は失権するがそれとは話が別
- ・所有権・債権以外の財産権の時効期間は一般には20年  
**【例外則】** 担保物権は原則として被担保債権と別個には時効消滅しない  
 抵当権（396・397条）はさらにその例外  
 営業秘密使用行為停止・予防請求権（不正競争15条：3年または10年）

### 2 形成権と消滅時効

#### 2-1 取消権（126・426・919条、消契7条1項など）

- ①二段階構成説（判例） 取消権が短期消滅時効にかかるが、取消権行使の結果発生する不当利得返還債権には別途10年の一般的な消滅時効。  
 ←(a)不当利得返還債権は別個債権、(b)不当利得債権が行使可能なのは取消時から  
**【批判】** (a)短期決済の趣旨に反する、(b)形成権には時効は考慮しえない
- ②一段階構成説（有力説） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権も取消可能時から短期消滅時効にかかる。
- ③折衷説（松岡・下記判批） 取消権行使の結果発生する不当利得返還債権は取消時から短期消滅時効にかかる。

#### 2-2 解除権（565条・566条・570条等以外は規定なし）

- ・一般的には10年の消滅時効にかかる（判例・通説）
- ・起算点 **【判例】** P I 205関連判例①：賃貸借契約の解除権は10年の時効によって消滅する。最終支払期日が経過したときから時効が進行  
 P I 205（前記）
- ・解除後の原状回復請求権との関係：P I 202（前記）

#### 2-3 その他の形成権（565条等の代金減額・損害賠償請求権等、826条、1042条等）

- ・取消権と同様の処理  
**【判例】** 最判平4・10・20民集46巻7号1129頁（松岡「判批」民商109巻1号105頁以下）

## 【時効の中断と停止】（E208-210頁、佐409-418頁）

**Case 23-1** 1) Xは、Yが自己の所有土地の一部を長年占有していることに気づいた。XがYの取得時効の完成を妨げるにはどうすればよいか。

2) Xは、Yに対して1000万円の債権を有しているが、Yに弁済の資力がないことから、これまであきらめて何もしてこなかった。Yが相続により弁済の資力を回復しそうになっている場合、Yの消滅時効の完成を妨げるにはどうすればよいか。保証人Z<sub>1</sub>や物上保証人Z<sub>2</sub>がいる場合には、どのような点に注意すべきか。

### 1 時効の中断と停止

- ・中断：経過した期間は無意味となり時効期間がゼロから再進行
- 停止：中断行為に一定の障害がある場合に時効の完成を延期  
 ※民法改正中間試案は、カウンターストップと誤解されやすい中断を「更新」と呼ぶことを提案。  
 「進行の停止」という第三の類型は、時効完成時が不明確になるとの指摘があり不採用。

### 2 時効の中断事由

#### 2-1 取得時効に特有の中断事由 占有の喪失（164条）

2-2 共通の法定中断事由・概観

(1) 請求（147条1号→149条-153条）

①**裁判上の請求**（149条。民調19条、家事280条5項・283条、手86条、小73条、会更100条4項）  
これが基本で、その他はこの拡張や制限

②支払督促（150条→民訴382条以下）

③和解のための呼び出し・任意出頭（151条→民訴275条）

④破産手続参加（152条→破111条。〔類〕民再94条）。

⑤**催告**（153条）：6か月間の暫定的中断効。他の手続で補完しなければ中断効なし

(2) 差押え・仮差押え・仮処分（147条2号→154条・155条）

(3) **承認**（147条3号→156条）－債権者の権利不行使の原因となるから

2-3 各種の中断効に関わる諸問題

(1) 請求の場合

・一部請求を明示している場合には債権の残額については中断効が及ばない

〔判例〕 P I 182、類173（抵当権者の一部配当受領）←→全部中断説

P I 183（明示されていない一部請求では債権の全部について時効が中断）

・債務者からの訴訟（債務不存在確認請求訴訟や抵当権抹消請求訴訟）に**応訴**して債権の存在を主張した場合も、裁判上の請求となる

〔判例〕 P I 179（取得時効における被告の所有権主張の例）

・**裁判上の催告**：手続中は催告が継続→時効の完成否定、手続終了時点から6か月以内に強力な中断手続を採ればよい

〔判例〕 P I 174（請求原因・給付の経済的利益が同一の場合、損害賠償請求訴訟中は不当利得返還請求権の消滅時効も中断→期間経過後の訴えの追加も適法）

P I 180（被告による根抵当権の被担保債権の主張）

P I 181（留置権の抗弁としての主張。300条のいう留置権による留置での時効不中断とは異なる）

・**確定判決**（〔類〕和解調書・調停調書・支払督促等がある）による**中断**の場合には、その後の消滅時効期間は一律に10年（174条の2第1項）

(2) 差押え等

・取消しや取下げがあると中断効は生じない（154条）

・（差押え等の相手方以外で）時効の利益を受ける者には通知により中断（155条）

・担保権の実行としての競売申立て、配当要求（民執51・105・154条）は、差押えに準じる。

〔判例〕 P I 175（競売手続が取り消されるまで配当要求による時効中断効は持続）

P I 178（競売申立て後差押前に時効期間が経過したが申立てで時効中断）

・物上保証人に対する抵当権実行では、競売開始決定正本が債務者に送達された時に時効中断

〔判例〕 P I 186（155条参照）

・仮差押登記が残る限り、本案訴訟とは独立に時効の中断効が継続

〔判例〕 P I 177←→学説では非継続も有力。継続説でも本案判決の効力に吸収との見解有

(3) 承認の場合

・処分能力または処分権限は不要だが（156条）、管理能力・権限は必要。

・承認には方式を要しない。〔例〕利息の支払い、一部弁済、弁済猶予の要請

〔関連判例〕最判昭43・2・9民集22巻2号122頁（西武鉄道石炭留置料事件：債務者が債権調査の猶予を求めた場合、民法153条所定の6か月の期間は債務者から回答があるまで進行しない）

3 時効中断の効力

・相対効の原則（148条）

・例外：請求の絶対効（434条・458条。連帯債務・連帯保証の場合、457条1項。通常保証の場合の主たる債務者への請求。保証人への請求には絶対効はない）

・相対効の例外の拡張：物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、担保権の付従性に抵触し、民法396条の趣旨にも反し、許されない。

〔判例〕 P I 178

#### 4 時効の停止

- ・停止事由：158-161条。時効の中断を行いにくい場合、時効完成を延長する制度。
- ・**関連** 最判平10・6・12民集52巻4号1087頁（予防接種禍事件：724条の除斥期間の経過前の6か月以内に被害者が心神喪失の常況にあるのに後見人を有せず、その後当該被害者が禁治産宣告を受け、後見人に就職した者がその時から6か月以内に右損害賠償請求権を行使した場合には、民法158条の法意に照らし、724条後段の効果は生じない）。

#### 【時効の援用】（E195-197頁、佐379-386頁）

**Case 23-2** 次の場合に、保証人は債権者からの請求に対して支払いを免れるか。

- 1) 保証人が保証債務を承認したが、主たる債務者の債務につき消滅時効が完成した。
  - (a) そして主たる債務者がそれを援用した場合
  - (b) まだ主たる債務者が援用も放棄もしていない場合
  - (c) しかし主たる債務者が時効の利益を放棄した場合
- 2) 主たる債務者が自らの債務を承認したが、保証債務につき消滅時効が完成した。
  - (a) 保証人が保証債務につき時効利益を放棄した場合
  - (b) 保証人が保証債務につき時効利益を放棄していない場合

#### 1 時効の援用

##### 1-1 援用権とは

- ・時効完成＋援用＝権利の得喪（145条）
- ・時効援用の意味

①**確定効果説**＝攻撃防禦方法説（立法趣旨。旧判例や取得時効と登記関係の判例）

援用の意味：弁論主義の表現←→時効以外でも妥当するので145条は無意味

②**訴訟法説**＝法定証拠説

援用の意味：真の権利関係を証明するための法定証拠の主張

←→権利の得喪と規定する民法や自由心証主義を採る民事訴訟法にそぐわない。

③**不確定効果説**：権利得喪の実体法上の停止条件（判例・旧通説）又は要件（有力説）

**判例** P I 155：県知事に対する許可申請協力請求権が時効消滅しても、その間に売買対象農地が非農地化して当然に売買契約の効力を生じ買主に所有権が移転するときは、その後に許可協力請求権の消滅時効を援用しても意味がなく、農地買主の地位の譲渡が売主に対して効力を有する可能性がある。

援用の意味：良心規定性←→悪意者や泥棒をも保護する時効制度と不調和

##### 1-2 援用の方法

- ・方式は問わず裁判外で援用可能（援用の事実を裁判で主張・立証すればよい。判例・通説＝不確定効果説）
- ←→攻撃防禦方法又は法定証拠として裁判上のみ主張可能（確定効果説・訴訟法説）

**判例** P I 154：未成年所有の山林を売却した親権者は、自称所有者から右山林が自己の所有に属するとして不法行為責任を追及された場合、未成年者の法定代理人として未成年者の取得時効を裁判外で主張できる（ただし傍論）

※両者の違い：援用権を持たない者のみが訴訟当事者となった場合、援用権者の裁判外の援用を主張できるか否か

#### 2 時効の援用権者

##### 2-1 判例の一般的基準とその空洞化

- ・時効により直接利益を受ける者のみが時効援用権を持つ
- ・本来の役割は物上保証人や第三取得者等に援用権を認めないための基準であったが（P I 156）、判例は次第に援用権者を拡張してきたため基準としての意味は怪しくなった

##### 2-2 具体例

###### (1) 消滅時効の場合

- (a) 援用権が肯定される者
  - ・債務者本人、連帯債務者（439条）

- ・保証人 判例 P I 158 関連判例②
  - ・連帯保証人 判例 P I 158
  - ・物上保証人 判例 P I 160 ←担保の付従性 ※旧判例は否定
  - ・第三取得者 判例 P I 157 ※旧判例は否定
- P I 163（仮登記担保権者の予約完結権）  
P I 386 関連判例⑤（譲渡担保目的物の譲受人）

・詐害行為（424条）の受益者 判例 P I 164 ※旧判例は否定

(b) 援用権が否定される者

- ・優先権のない差押債権者 判例 P I 151 関連判例①
- ・後順位抵当権者 判例 P I 165

※後順位抵当権者には順位上昇に関する利益があり、第三取得者との違いを説明できないとの批判がある（金山直樹・ジュリ1179号64頁参照）

※自分自身に援用権がなくても、抵当債務者がすでに消滅時効を援用していればそれを主張すればよいし、まだ援用していなくても同人が無資力であれば、同人の時効援用権を代位行使する（423条）方法が残る。

(2) 取得時効の場合

**Case 23-3** 次の占有者は自らの他主占有に基づく賃借権の時効取得が主張できない場合、土地所有権の取得時効を援用できるか。

- 1) 当該土地の賃借人
- 2) 当該土地上に土地占有者が建築した建物の賃借人

(a) 援用権が肯定される者

- ・問題の土地・建物等の時効による所有権取得者
- ・時効取得の対象となる土地の賃借人（？）；下級審裁判例は分かれる。

(b) 援用権が否定される者

- ・時効取得の対象となる土地上の建物の賃借人

判例 P I 161

※94条2項についての最判昭和57年6月8日判時1049号36頁も同様の発想

※自分自身に援用権がなくても、土地占有者がすでに取得時効を援用していればその効果を主張すればよいし、まだ援用していなくても同人が無資力であれば、同人の時効援用権を代位行使する（423条）方法が残る。

2-3 援用の効果が及ぶ範囲

- ・援用権者が直接に利益を受ける限度でのみ効果を生じる（ある意味での相対効の原則）

例 物上保証人が被担保債権の消滅時効を援用しても、債権者・債務者間では別途援用がなされなければ、債権は消滅しない

- ・債務者の時効援用による被担保債権や主たる債務の消滅で保証債務や物上保証人の責任が消滅するのは、担保権の付従性の効果

【参考文献】

- ・森田宏樹「時効援用権者の画定基準について」曹時54巻6号・7号（2002年）